拙速に陥ることなく充実した審理をすることを求める要請書

名古屋高等裁判所民事第2部 御中

私は、朝鮮学校の生徒たちを高校無償化から排除した国の行為を許せず、朝鮮学校の生徒たちが国を訴えた裁判(貴庁平成30年(ネ)第457号)を支援しています。

原審である名古屋地方裁判所は、国が政治外交上の理由から無償化の 根拠規定を削除したことを認めておきながら、国の理屈を採用し、朝鮮 学校の生徒たちの訴えを認めませんでした。原判決は、国の差別行為を 追認し、長期間の審理の成果も無視するものでした。私は、このような 判決を絶対に許すことができません。

控訴審である貴裁判所では、原判決がほとんど審理せず採用した国の 理屈の内実を、十分に審理し、そして、不当な事実認定を行った事柄に ついて証人尋問を実施し、真実を明らかにすることが必要です。 しかしながら、貴裁判所は訴訟の進行を急ぎ、充実した審理を行うこと なく、拙速に陥ろうとしています。私は、そのような不当な訴訟指揮を 絶対に認めることができません。

裁判所は、その職責を果たし、朝鮮学校の生徒・卒業生・在日朝鮮人の人権保障を実現するため、充実した審理をすることを強く求めます。

2019年 月 日

氏名

住所